



知基第299号
令和2年3月3日

在沖米国総領事
ロバート・ケプキー 殿

沖縄県知事 玉城 デニス

CH-53Eヘリコプターの物資投下について（抗議）



令和2年2月25日、第1海兵航空団のCH-53Eヘリコプターが、軍事射撃場に向けて機体外に吊り下げて海上輸送していた物体が不安定になり、トライ通信施設の西側約1,300メートルの海上に意図的に投下したとの報告を受けました。

米軍機については、去る1月25日にMH-60ヘリコプターの落下事故が、また2月12日にF/A-18戦闘攻撃機から給油カバーが落下する事故が発生し、わずか一月の間に3回も航空機関連の事故が発生しており、米軍の安全管理体制や再発防止策に疑念を抱かざるを得ません。

今回の事故においては、県民への人的・物的な被害は確認されておらず、また、落下物には有害又は危険な化学製品・物質は含まれていないのですが、投下したとされる地点は、陸地に近く、周辺では定置網やジンベエザメの生け簀が設置されており、漁船等が往来することから、一步間違えば県民の生命・財産に被害を与えかねず、極めて遺憾であります。

また、米軍は「検証結果が判明するまで、これら構造物の追加的な機体外輸送は停止している。」と発表したにもかかわらず、2月27日に、県や関係自治体に何ら説明のないまま同様な飛行を行ったことは、地元軽視であり、絶対に容認できるものではありません。

県としては、今回の事故発生及び物資の吊り下げ輸送の再開に強く抗議し、このような事故を再び発生させないよう徹底した事故原因の究明を行い、県や関係自治体に対し丁寧に説明するとともに、実効性のある再発防止策と安全管理の徹底に万全を期すことに加え、今後、読谷村における吊り下げ訓練等の行為の中止を強く要請します。